事　務　連　絡
令和８年10月７日

都道府県旅行業担当課　御中

観光庁参事官（旅行振興）

クマによる人身被害防止に向けた安全対策等の周知について（依頼）

近年、クマの個体数の増加、分布の拡大に伴い、市街地への出没や人身被害の発生等が多く報告されています。昨年度はクマによる人身被害が過去最多を更新し、住民の安全・安心を脅かす深刻な事態となりました。このため、政府としても、関係省庁が緊密に連携し、実効性の高い対策を実行するため、昨年度、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議を開催し、クマ被害対策パッケージ及びクマ被害対策ロードマップを策定したところです。

一方で、今年度もクマの出没が各地で相次ぎ、クマの出没情報件数や、死亡者数は例年に比して多く、予断を許さない状況となっております。また、これからの時期は、クマが冬眠前に食べ物を探して活発に動き回るとともに、きのこ採りや登山等の行楽シーズンを迎え、人が山野へ立ち入る機会が多くなり、人身被害件数も増える可能性がある時期でございます。

貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、本紙の内容を周知いただきますようお願いいたします。

■周知をお願いしたい内容

地方自治体が発信するクマの出没情報などに十分注意を払っていただくとともに、特に、以下について注意いただきたい。

１．クマの誘引物（放置された農作物やごみ等）を適切に管理する

２．早朝・夕方にクマによる被害が多く発生していることから、早朝・夕方に田畑や道路沿いの見通しの悪い場所を通行する際は、クマとの遭遇に注意する

３．クマの生息域に立ち入る場合は、
・音の出るものや適切なクマ撃退スプレーの携帯
・ヘルメットやリュックを身に着ける
等の対策を講じる

４．クマに出会ってしまった場合は、大きな声や音を出しての威嚇や背中を見せ、走り出すなどクマを刺激する行為を避け、慌てずゆっくり移動するとともに、近くの車や民家に助けを求める。それでも襲ってきた場合は、最終手段として両腕で顔部や頭部を覆い、うつ伏せになる等防御姿勢をとり、被害を最小限にする

５．がん具煙火として販売されている火薬類を追い払い等の使用時には、人や引火する危険がある方向に向けて使用しない、また、燃えやすい物のある場所での使用に注意する

（参考）クマに関する各種情報・取組
https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/effort12.html